

その工事、
ちょっと待った！



その土地の埋蔵文化財の 確認はお済みですか？

土木工事等により、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で掘削や盛土を行う場合には、**工事着工の60日前までに島根県教育委員会への届出が必要です**(文化財保護法第93条)。そのため、事業開始前に対象の土地の埋蔵文化財の有無をあらかじめ確認する必要があります。

確認するには？

周知の埋蔵文化財包蔵地等確認依頼書(兼回答書)に必要事項を記入し、事業予定地を明示した地図を添えて、下記の方法で出雲市文化財課に提出してください。

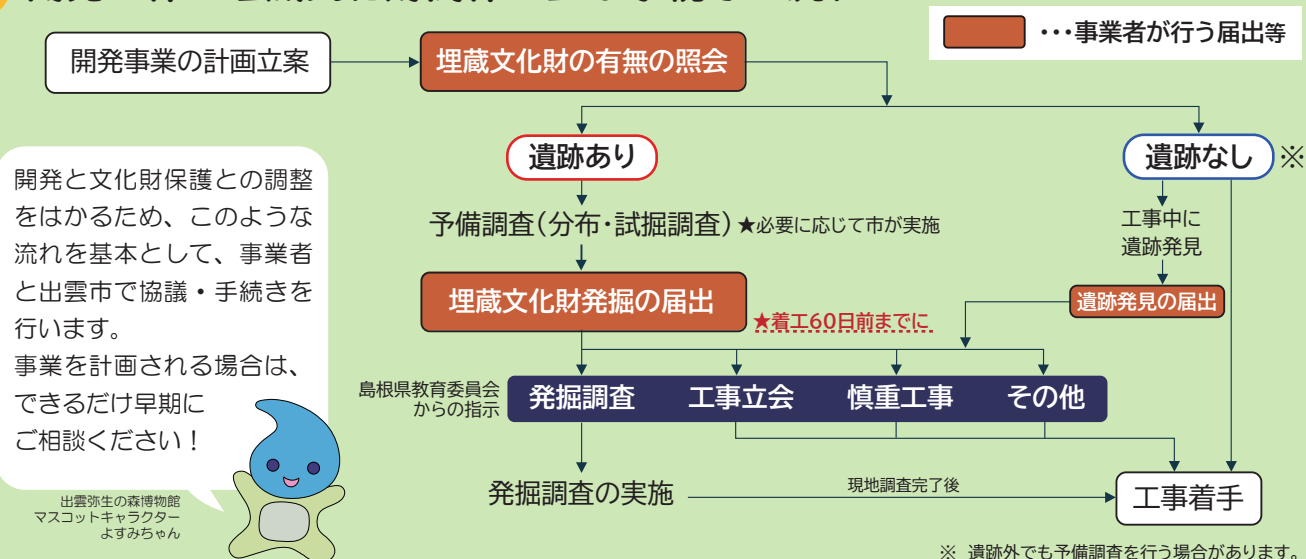
提出方法 FAX送付、電子申請 または 窓口持参

- * 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は随時更新されるため、毎回最新の情報を確認してください。
- * 確認依頼書は、ウェブ掲載しています。右のQRコードを読み取るか、「出雲市 埋蔵文化財」と検索し、出雲市ホームページの「周知の埋蔵文化財包蔵地等の確認について」からダウンロードしてください。電子申請についても同ページからご利用いただけます。詳しくは、ホームページをご確認ください。



【文化財課HP】

開発に係る埋蔵文化財関係の主な手続きの流れ



案内図

【お問い合わせ】



出雲市 市民文化部 文化財課
埋蔵文化財1・2係

〒693-0011

出雲市大津町2760番地

(出雲弥生の森博物館内)

電話 0853 - 21 - 6618(直通)

FAX 0853 - 21 - 6617